

科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」
基盤的研究・人材育成拠点整備事業 公募要領（案）

1. 事業の背景・目的

昨今、経済・社会を取り巻く状況や構造が大きく変化しており、その変化に適切に対応しながら、社会的問題を解決していくため、科学技術イノベーションへの期待が高まっています。限られた資源をより効率的に活用しつつ科学技術イノベーションを展開するためには、経済・社会等の状況、社会における課題とその解決に必要な科学技術の現状と可能性等を多面的な視点から把握・分析すること、その上で、客観的根拠に基づき、合理的なプロセスにより政策を形成することが求められます。

このような社会の要請に応えるためには、客観的根拠（エビデンス）に基づく政策形成を担う専門家、「科学技術イノベーション政策のための科学」という新たな研究領域の発展の担い手となる研究者、さらに「科学技術イノベーション政策のための科学」と自然科学・人文社会科学等の各専門領域をつなぐ人材の育成が必要不可欠であり、文部科学省では、平成23年度より「科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業」¹の一環として「基盤的研究・人材育成拠点」整備事業を実施することとしました。

平成23年度予算において、国公立大学を対象にこのような人材を育成するための取組を複数採択し、我が国の政策のための科学を担う人材育成拠点の形成を総合的に支援します。

尚、「基盤的研究・人材育成拠点」整備における基本的考え方として、基盤的研究・人材育成拠点整備事業整備方針（以下、「整備方針」という。）を定めます。この公募要領は、整備方針に基づき、公募についての詳細を定めるものとします。

2. 事業の概要

(1) 対象機関

国公立大学（学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する大学に限る。））であって、大学院を有する大学。

(2) 採択件数

総合拠点（仮称）1件、領域開拓拠点（仮称）2-3件程度。

(3) 実施期間

最長15年間。

支援開始後おおむね3年毎に取組状況に関する中間評価を行います。また、支援終了後に支援期間全体の実績に関する事後評価を実施します。中間評価の結果を踏まえ、計

¹ 「科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業」の基本的な考え方を示すものとして基本構想及びその推進方策について述べた基本方針を提示しています（平成23年5月16日版、http://crds.jst.go.jp/seisaku/outline/suishin_1_pdf/1_02_kousou.pdf 及び http://crds.jst.go.jp/seisaku/outline/suishin_1_pdf/1_04_houshin.pdf）。

画の変更、中止も含めた見直しを行うこともあります。尚、次年度以降の新規の拠点の募集は現在のところ予定しておりません。

(4) 対象とする構想

本事業の対象となる人材育成拠点に係る構想（以下、「構想」という。）は、当該大学の中長期的なビジョンの下に政策のための科学に関わる人材を育成しようとするもので、以下の内容を満たすものとします。

①総合拠点（仮称）

本拠点は以下の体制・機能を有するものとします。

- 学部卒業または修士課程修了に相当する資格を有し、「科学技術イノベーション政策のための科学」を専門に学び学位取得を希望する者（社会人学生を含む）を対象とした「科学技術イノベーション政策のための科学」に関する博士課程及び修士課程のプログラム（将来的には専攻も視野）²を有すること。
- 所定のカリキュラム等を修了し、拠点が定める基準を満たす者には「科学技術イノベーション政策のための科学」に関する学位（博士または修士）を授与すること。
- 下記の領域開拓拠点（仮称）と連携し、「科学技術イノベーション政策のための科学」に関する拠点間共同プログラムの企画・検討・実施において中心的役割を果たすこと。そのために、各拠点及び関係機関との間での必要な調整を行うこと。

②領域開拓拠点（仮称）

本拠点は以下の体制・機能を有するものとします。

- 学部卒業または修士課程修了に相当する資格を有する者（社会人学生を含む）を対象にした、既存のプログラムとは独立した形での「科学技術イノベーション政策のための科学」に関する人材育成プログラム（副専攻、プログラム、コース等。将来的には専攻も視野）を設置すること。
- 所定のカリキュラム等を修了し、拠点が定める基準を満たす者には「科学技術イノベーション政策のための科学」に関する学位（博士または修士）または証明書（サーティフィケート）等を授与すること。
- 総合拠点（仮称）と協力し、「科学技術イノベーション政策のための科学」に関する拠点間での共同プログラムの企画・検討を行うこと（必要であればその実施も可能とする）。

(5) 構想の策定

- 大学における構想を具体的に記載して申請して下さい。その際の構想は、当該補助金による取組みだけではなく、大学独自で実施する取組や、本事業の補助金による支援期間終了後の取組みを含めた、総合的かつ長期的な構想として策

² 本事業の実施のために今後当該専攻を設置する構想も受け付けますが、本事業の採択をもって、大学設置・学校法人審議会の認可となること（優遇されること）はありません。

定してください。

- 構想の実現を担う者で、構想の実現に中心的役割を果たす者として、「構想責任者」を1名、事務連絡担当者をそれぞれ1名ずつ選任してください。尚、複数の大学で共同申請する場合は、(6)の記載にしたがい、「副構想責任者」を置くこと。

(6) 申請件数

本事業の申請については、1つの大学につき1件までとし、学長名で申請してください。

複数大学による申請については以下の通りとします。

1. 総合拠点（仮称）に対しては、連合大学院または共同教育課程による共同申請（これらを設置しようとする構想による申請を含む）が可能です。連合大学院は基幹大学の学長名で、共同教育課程による共同申請の場合はいずれか一校の大学の学長名で申請して下さい。この場合、申請者とならなかった大学からは「副構想責任者」を1名決めてください。
2. 領域開拓拠点（仮称）に対しては、複数の大学による共同申請が可能です。この場合は構成大学の全ての学長名で、構想責任者の所属する大学（主幹大学）を通して申請してください。主幹大学以外の大学からはそれぞれ「副構想責任者」を1名ずつ選任してください。また、この場合、補助金はそれぞれの大学に交付することを予定しています。連合大学院による申請の場合は、主幹大学の学長名で申請してください。

(7) 経費

- 採択された構想実施に必要な経費の一部または全部については、文部科学省から補助金として交付します。経費の用途の有効性を十分に検討し、計画に見合い、かつ、支援期間終了後も人材育成事業を継続できるよう、支援期間（最大15年間）における適切な規模の所要経費を算出してください。
- 採択された構想内容が、他の事業に採択され、経費措置を受けているものと内容が重複する場合、本事業として経費措置を受けることができなくなりますのでご注意ください。
- 本事業において使用できる経費の種類は、原則として別添1に示すものとします。
- 本事業における拠点構想の補助金額は、1拠点あたり年間10,000万円（総合（仮称））、または5000万円（領域開拓（仮称））までを上限としますが、拠点構想の規模、実施年に応じて補助金額は変動するとともに、各年度の最終的な補助金額は本事業の予算の状況等に応じて調整します。
- 事業開始後おおむね3年毎に行われる中間評価の結果は、次年度以降の補助金額の決定に反映され、大幅に減額されたり打ち切られることもあります。
- 経費の取扱いについては、別に通知する交付要綱、取扱要領等にしたがって適切に管理執行してください。

3. 選考方法等

(1) 審査手順

本事業の本補助金交付先の審査においては、各大学から提出された構想調書に基づく書面審査と、ヒアリングによる審査の2段階により、基盤的研究・人材育成拠点を構成する大学を選定し、その後の包括的な検討を経て、「科学技術イノベーション政策のための科学推進委員会（以下、「推進委員会」という。）」が拠点の構造を決定いたします。

書面審査

推進委員会の示す「基盤的研究・人材育成拠点整備事業における審査の考え方」に基づき、総合的に評価を行なうものとします。書面審査の結果、必要があれば、推進委員会において全体構想の観点から構想に対して意見を付し、他大学からの提案との調整、統合など内容の一部修正を求めることがあります。

ヒアリング

書面審査の結果に基づき、概ね11月上旬を予定としてヒアリングを行います。対象となる大学については、10月中旬を目処に文部科学省よりその旨の連絡をいたします。申請資料等の内容について責任をもって対応できる者（構想責任者等）におかれましては、ヒアリングに対応可能な状態にしておいてください。

ヒアリング実施後、その結果を踏まえ、推進委員会が拠点の構成大学を決定し、事業実施の体制を整えます。尚、その際に、拠点の構成大学以外の大学についても、その提案された構想について、推進委員会が、拠点構造全体の中に部分的に組み込まれることが望ましいと判断する場合には、参加候補大学として全体構造への参画を求める場合があります。

この決定の後、推進委員会の下に、各拠点構成大学と参加候補大学の代表者並びに推進委員会主査が指名する者によって構成される「拠点整備委員会（仮称）」を設け、平成23年度末までに「政策のための科学」推進事業全体の観点から拠点全体の構造を検討し拠点構造案をとりまとめることとします。推進委員会において、最終的に拠点全体の構造とそれらの構成大学と参加大学を決定いたします。

4. 事業の実施

(1) 平成24年度以降、拠点の構成大学及び参加大学は合同の「運営協議会（仮称）」を設置し、推進委員会が提示する要件を踏まえ、拠点間の具体的な連携策や共同プログラムを検討し、その運営を行うとともに、各拠点に置いて人材育成プログラム開設の準備を進めることとします。各拠点においては平成24年度内には学生の募集を開始し、遅くとも平成25年春には人材育成プログラムを開始することが求められます。尚、事業開始時において、拠点大学及び参加大学は、推進委員会の意見を踏まえ、構想等を必要に応じ修正の上、文部科学省へ計画書を新たに再提出が求められることがあります。

(2) 事業を実施することとなった大学は毎年度、構想等の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省へ提出してください。

(3) 文部科学省は、上記(2)の報告書等から、取組等の進捗状況を確認します。仮に4.(1)により提出された書類に照らし、構想等の実施に不十分な部分が認められる場合には、文部科学省は構想責任者に対し、推進委員会の助言を得つつ改善を求めることとします。

5. 提出書類等

本事業への申請は、次に掲げる各事項に留意し、文部科学大臣宛に必要な調書を提出してください。申請期間は以下のとおりです。郵送による提出のみ受け付けます。

(1) 申請書類

別添2「科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」基盤的研究・人材育成拠点整備事業構想調書 作成・記入要領」に基づき、本事業の背景等を十分に踏まえて、所定の様式で調書を作成し、学長から文部科学大臣宛に申請してください。

(2) 提出方法

申請書類を、平成23年8月〇日(〇)～9月〇日(〇)の期間内に、郵送にて文部科学省科学技術・学術政策局計画官付政策科学推進室に提出してください(消印有効)。封筒に「拠点整備事業申請書類在中」と朱書きの上、配達証明が可能な方法(配達記録、小包、簡易書留)で余裕をもって発送してください。

【提出先】〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省科学技術・学術政策局計画官付政策科学推進室
電話：03-6734-3984(直通)

(3) その他

- ① 提出された調書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差替えや訂正は原則として認めません。
- ② 調書等に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査対象とされないこともあります。また、虚偽の記載等があった場合、虚偽の記載等を行った構想責任者について、一定期間本事業への参画を制限します。
- ③ 提出された調書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管するようにしてください。
- ④ ヒアリング実施後に拠点の構成大学及び参加候補大学として選定されたものについては、別途、交付内定及び補助金交付申請手続に関する連絡をいたします。
- ⑤ 申請書類は、申請者の利益の維持、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、文部科学省において審査等の資料として使用しますが、そ

の他の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守されます。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

文部科学省「個人情報保護」ホームページ

http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm

6. その他留意事項

(1) 構想責任者等の留意事項

採択がなされ補助金の交付を受けた場合、学長、構想責任者及び経理等事務を行う大学の事務局は、以下のことに留意してください。

① 補助事業の遂行及び管理

本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な管理を行わなければなりません。

② 補助金の執行事務等

本補助金の執行等事務を適切に行うため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保存することにも注意してください。なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助事業の期間内のみならず、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

③ 不正な使用等に関する措置

補助金の不正な使用等が認められた場合には、補助金の全額又は一部の返還を求めるとともに、不正な使用等を行った担当者は、以下の期間について、本事業への参画を制限することになります。(他の競争的資金制度等で不正な使用等が認められた場合においても、参画が制限されることがあります。)

(i) 不正な使用を行った場合は、補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年間

(ii) 不正な使用等を行い、本事業以外の用途への使用があった場合は、補助金の返還が命じられた翌年度以降2～5年以内の間で、その内容等を勘案して相当と認められる期間

④ 重複申請について

現在または今後、国等から助成を受ける経費について、重複して本事業の経費として交付申請することはできません。

⑤ その他法令、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(2) 評価

事業開始後おおむね3年毎に中間評価を、事業期間終了後には事後評価を推進委員会で行います。中間評価の結果によっては、当初計画どおり補助金が交付されなくなることがあります。(補助が打ち切られることもあります。)

なお、評価については、推進委員会で決められた評価方法、基準等に基づいて行われます。

(3) 公表等

採択決定後、採択された構想の概要を作成し公表する予定です。事業期間中には成果を公開しますので、採択された大学はご協力ください。また、採択された大学においては、我が国を代表する研究・人材育成拠点として、構想の内容、経過、成果等を各大学のウェブサイト等を活用し積極的に公表し、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、順次更新し「政策のための科学」の普及・振興に向け、積極的に協力していただくこととします。

7. 問い合わせ先・スケジュール等

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省科学技術・学術政策局計画官付政策科学推進室

電話：03-6734-3984（直通）

FAX：03-6734-4052

ホームページ：<http://www.mext.go.jp/>○

（本ホームページより、提出調書の様式のダウンロードが可能です。）

《スケジュール》

調書の提出期間：平成 23 年 8 月○日（○）～9 月○日（○）（消印有効）

（郵送による提出のみ受け付けます。）

書面審査に係る選考結果の通知（予定）：平成 23 年 10 月中旬

ヒアリング（予定）：平成 23 年 11 月上旬

拠点決定：平成 23 年 11 月中旬

<別添 1 >

費目の内容

本事業の補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。

1. 設備備品費
2. 人件費
3. 事業推進費：設備備品費、人件費以外の経費（消耗品費、旅費（国内、国外）、外国人等招へい旅費、諸謝金、会議開催費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、土地建物借料、光熱水費、雑役務費、委託費、交通費、外注費）

※注意 1

次に掲げる経費についてはそれを補助対象経費として計上することができません。なお、掲げるものはあくまで例示であり、それ以外をすべて補助対象経費と認めるものではありません。

- ・ 事業の実施に直接必要のない経費
- ・ 機関が定めた規定により執行し得ないもの
- ・ 不動産の取得、建物等施設の建設・改修にかかるもの（当該事業により購入した設備備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等を除く）
- ・ 補助事業期間外の経費
- ・ 研究集会の開催に伴うレセプションなどでの飲酒、会食など嗜好品とみなされるもの
- ・ 機関で通常備えるべきもの

※注意 2

初年度は原則として基盤的研究の費用は支給されません。次年度以降については採択された拠点と調整ののち支給する見込みです。